

利用規則

当宿泊施設は、お客様に安全・快適なご利用をいただくためと、宿泊施設の持つ公共性を保持するため、宿泊約款と一体となる下記の規則を定めております。この規則に違反したときは、宿泊約款第7条の規定により、宿泊契約を解除することがあります。また、この規則をお守りいただけない場合において、お客様に損害が生じたとしても当宿泊施設は責任を負いかねます。また、当宿泊施設に損害が生じたときは、お客様に損害を賠償していただくことがございますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

記

1. 契約人数を超えての客室利用は、原則禁止致します。

申出なく契約人数を超えての利用が発覚した場合は、その超過利用分を請求致します。

2. 当宿泊施設内での次に定める行為は固く禁止しております。

(1) 暖房用、炊事用の火器及び当宿泊施設の貸出品以外のアイロンその他の電化製品の使用

(2) 当宿泊施設所定の場所以外での喫煙（とりわけ、ベッド、その他の火災が発生しやすい場所での喫煙は現に禁じます）

(3) 放歌高吟等の喧騒行為、異臭放散その他第三者に嫌悪感や迷惑を及ぼしたりする行為

(4) 次に定める物品の持ち込み

(イ) 動物、鳥類等（盲導犬等を除く。）

(ロ) 覚醒剤、麻薬類等、法令により所持を禁止されている薬品類

(ハ) 発火又は引火しやすい火薬や揮発油類及び身体に害を及ぼす危険性のある薬品

(ニ) 許可証のない銃砲、刀剣類及びこれらの類似品

(ホ) 著しく多量もしくは重量のある物品

(ヘ) 悪臭を発するもの

- (ト) ごみ及び客室の衛生を妨げる物品
- (チ) 当宿泊施設内での使用を目的とした電化製品及び調理器具等の物品
- (リ) その他当宿泊施設が客室への持込みを禁止することとした物品
- (5) 公序良俗に反する行為
- (6) 他のお客様等にチラシ、ビラその他の広告物を配布する行為、当宿泊施設の許可なく物品等を販売する行為
- (7) 館内の諸設備及び諸物品の移動、加工、持ち出し、及び本来の用途以外の目的での使用
- (8) 客室以外の場所での所持品の放置
- (9) 客用以外の施設への立ち入り
- (10) 当宿泊施設が許可する施設以外から飲食物等の出前を取ること
- (11) シャワー・浴室内での染毛・漂白剤等の使用
- (12) 客室内でお香などを焚く行為
- (13) 営利を目的とした活動
- (14) 廊下等の共用部分に、所持品を放置する行為
- (15) その他当宿泊施設内での安全及び衛生の妨げとなる全ての行為

3. 当宿泊施設内での次に定める行為は固く禁止しております。

- (1) 宿泊を目的としない客室の利用
- (2) 外来者との客室での面会
- (3) 客室の窓に写真、ポスターを貼付し、その他当宿泊施設の外観を損なう物品を掲示すること
- (4) 大声での会話、テレビや音響機器の大音量での利用その他の喧噪な行為
- (5) 他の宿泊客に不安や不快感を抱かせる服装や言動

4. 客室備品の破損・持ち帰りをされた場合には、該当備品の再購入若しくは修繕に要した費用及び手数料その他実費全額を申し受けます。

5. 所定の喫煙場所以外での喫煙が判明した際は、客室売り止め費用（客室クリーニングに要した費用および次の予約の損害額）として全額を請求させていただきます。
6. 粗大ごみその他の処理費用のかかる物品等を客室その他の当宿泊施設内に遺棄又は放置された場合、法令に準じた処理に要する費用のほか、運搬費等の諸費用をお支払いいただきます。
7. 宿泊客が寝具及びカーペット等汚し、客室を使用不能にした場合は、クリーニング代金等の損害、その間に被った他の宿泊予定者への賠償金や逸失利益、その他の損害金を請求させていただきます。

付則

この宿泊約款及び利用規則は、令和6年9月1日（以下、「適用開始日」といいます。）から適用します。

但し、適用開始日の前日までに既に成立していた宿泊契約については、旧宿泊約款及び利用規則を適用するものとします。